柳井市男女共同参画基本計画

～お互いを大切にし、認めあう　男女がともに歩む柳井～

平成２０年（２００８年）３月

柳　　井　　市

はじめに

柳井市では、このたび男女共同参画社会の実現に向けて、多様な分野において各種施策に取り組むための指針となる柳井市男女共同参画基本計画を策定いたしました。

わが国では、平成６年に高齢化率が１４％を超え、平成９年には合計特殊出生率※が人口置き換え比率※を下回るなど、一段と少子高齢化傾向が強まっています。また、この間、バブル経済の崩壊、グローバル化や地方分権の一層の進展など、社会経済情勢も大きく変化しました。こうした中、働き方や、育児・子育てに対する価値観、生活様式なども多様化し、新たな課題も生まれています。

平成１７年２月に新たな一歩を踏み出した本市の男女共同参画社会の実現にむけた今回の計画策定は、顕在化する男女間の暴力など新たな課題への対応や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、国・県の動向、法制度の改正などを踏まえ、また、男女が対等なパートナーとしてお互いを認め合い、あらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合える柳井市の実現を目指しているものです。

今後、この計画に基づき、市民の皆様や民間事業者、各関係機関との連携により、男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりを推進してまいる所存です。「お互いを大切にし、認めあう　男女がともに歩む柳井」の実現に向け、皆様のなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、柳井市男女共同参画協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成２０年３月

柳井市長　河内山哲朗

※　合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生む子どもの数を示す。この数値によって将来の人口の自然増減を推測することができる。柳井市では、1.45（平成 10 年～14 年の数値）となっている。

※　人口置き換え水準：人口を維持していくために必要な合計特殊出生率。日本では 2.08 と推計されている。

目　　次

第１章　計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２　計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　３　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　４　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　５　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　６　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

　施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第２章　計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　基本目標Ⅰ　男女の人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　　重点項目１　　男女共同参画社会推進に向けた意識の啓発・・・・・・１３
　　重点項目２　　男女平等教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　　重点項目３　　男女間における暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・２０
　基本目標Ⅱ　政策等の立案及び決定への共同参画・・・・・・・・・・・・２３
　　重点項目４　　施策・方針決定過程への女性参画の推進・・・・・・・２３
　基本目標Ⅲ　働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・２６
　　重点項目５　　男女が共に能力を発揮できる職場環境の整備・・・・・２６
　　重点項目６　　多様な働き方ができる職場環境の整備・・・・・・・・２７
　　重点項目７　　農林水産業等における男女共同参画の推進・・・・・・２９
　基本目標Ⅳ　家庭や地域社会等における男女共同参画の推進・・・・・・３２
　　重点項目８　　家庭生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・３２
　　重点項目９　　地域活動における男女共同参画の推進・・・・・・・・３５
　　重点項目１０　男女共同参画の視点による国際交流と国際協力・・・・３７
　基本目標Ⅴ　すべての人がいきいきと暮らせる社会づくり・・・・・・・３９
　　重点項目１１　性と生殖に関する健康・権利の尊重・・・・・・・・・３９
　　重点項目１２　生涯を通じた健康の管理、保持・増進への支援・・・・４２
　　重点項目１３　高齢者・障害者が安心・安全に暮らせる条件の整備・・４４

第３章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
　１　庁内における推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
　２　男女共同推進協議会の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
　３　国、県、関係機関、市民との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・４９
　４　相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市では、平成１０年（１９９８年）に旧柳井市において策定した「やない男女共同参画プラン～やないハーモニープラン～」に基づき、男女共同参画実現の諸施策を推進してきました。その間、我が国では高度情報化や経済のグローバル化が進むとともに、少子高齢化の進展に伴って国全体の人口が減少する時代を迎えました。このような社会情勢の変化を受けて、国や県においては男女共同参画に関する新たな計画が策定され、関係法令等の制定や改定がなされています。

一方、本市においても市町合併後の男女共同参画社会の実現に向けた新たな取組みが求められています。

こうした動向を受けて、これまでの本市の施策を検証するとともに、多様な分野での男女共同参画の視点に立った施策を立案・実施するための指針となる計画を策定します。

２　計画の基本理念

「お互いを大切にし、認めあう　男女がともに歩む柳井」を基本理念とし、市民一人ひとりの理解と協力のもと、男女が対等なパートナーとしてお互いを認めあい、あらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合える社会の実現を目指します。

３　計画の性格

この計画は、柳井市総合計画を上位計画とし、国・県の男女共同参画に関する基本方針を踏まえて策定するものです。

４　計画策定の背景

わが国では、平成１１年（１９９９年）に男女共同参画社会の実現を２１世紀の最重要課題とした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。これを受けて、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、平成１３年（２００１年）の省庁再編によって新設された「内閣府」には「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されました。

これを受けて、県においても基本法の制定を機に、平成１４年（２００２年）「山口県男女共同参画基本計画」が策定されています。

本市においては、それらにさきがけて、平成１０年（１９９８年)、「やない男女共同参画プラン～やないハーモニープラン～」を策定し、本市の各種施策においてその推進を図ってきたところです。

近年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法)」の施行及び改正、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」、「性同一性障害特例法」が施行されるなど、法制度面での改善や整備が進められています。また、少子高齢化や核家族化のさらなる進行、ライフスタイルや個人の価値観の多様化など、わが国の男女共同参画を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

５　計画の期間

この計画の期間は、**平成２０年度から平成２４年度までの５年間**とします。

６　基本目標

基本理念に基づき、次の５つの基本目標を掲げ、取り組みます。

Ⅰ　男女の人権の尊重
Ⅱ　政策等の立案及び決定への共同参画
Ⅲ　働く場における男女共同参画の推進
Ⅳ　家庭や地域社会等における男女共同参画の推進
Ⅴ　すべての人がいきいきと暮らせる社会づくり

施　策　体　系　図

5つの基本目標

13の重点項目と施策

Ⅰ　男女の人権の尊重

1　男女共同参画社会推進に向けた意識の啓発

（1）男女共同参画を推進するための啓発活動

（2）各種媒体を利用した男女共同参画の推進

2　男女平等教育の推進

（1）男女平等を推進する学習機会の充実

（2）男女平等を推進する家庭教育の充実

3　男女間における暴力の根絶

（1）男女間の暴力根絶に向けた社会的認識の醸成

（2）相談体制の充実

（3）暴力の発生を防ぐ環境づくり

（4）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

Ⅱ　政策等の立案及び決定への共同参画

4　施策・方針決定過程への女性参画の推進

（1）市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

（2）事業所・各種団体等における施策・方針決定過程への女性の参画拡大の支援

（3）女性の人材に関する情報の集積と提供

Ⅲ　働く場における男女共同参画の推進

5　男女が共に能力を発揮できる職場環境の整備

（1）男女の均等な雇用機会や待遇面の確保

（2）企業の男女共同参画に向けた自主的な取組みの推進

6　多様な働き方ができる職場環境の整備

（1）多様な働き方を選択できる環境の整備

（2）多様な就業ニーズに対応した雇用環境の整備

7　農林水産業等における男女共同参画の推進

（1）農林水産業における男女共同参画の推進

（2）商工業等自営業における男女共同参画の推進

Ⅳ 家庭や地域社会等における男女共同参画の推進

- 8　家庭生活における男女共同参画の推進
  - （１）仕事と家庭の両立支援と意識啓発
  - （２）固定的な性別役割分担意識の是正に向けた取組み
- 9　地域活動における男女共同参画の推進
  - （１）男女の地域活動への参画促進
  - （２）各種女性団体・グループ等の育成支援
  - （３）防災分野・環境分野における男女共同参画の推進
- 10　男女共同参画の視点による国際交流と国際協力
  - （１）男女共同参画の視点による国際理解

Ⅴ　すべての人がいきいきと暮らせる社会づくり

- 11　性と生殖に関する健康・権利の尊重
  - （１）リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透
  - （２）健康に影響を及ぼす問題についての対策
- 12　生涯を通じた健康の管理、保持・増進への支援
  - （１）健康教育・相談体制の充実
  - （２）生涯を通じた女性の健康の保持増進
- 13　高齢者・障害者が安心・安全に暮らせる条件の整備
  - （１）高齢者・障害者の社会参画への支援
  - （２）高齢者・障害者が安心・安全に暮らせる社会の実現

第２章　計　画　の　内　容

基本目標Ⅰ「男女の人権の尊重」

重点項目１「男女共同参画社会推進に向けた意識の啓発」

【現状と課題】

男女共同参画社会実現のためには、すべての人が性別に関係なく一人の人間として尊厳が守られ、基本的人権が尊重されなければなりません。このため、計画の推進に当たっては、常にこの視点を持ち、市民の意識の啓発に取り組む必要があります。

しかし、今日においてもなお、社会通念や経済活動、地域社会、家庭など様々な場面で、男女の地位の平等感が十分に醸成されているとはいえません。また、男女共同参画に関する様々な情報や知識の周知についても、なお一層の取組みが求められています。

【基本方針】

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画の推進を阻む社会的慣行の見直しに向け、多くの市民が理解を深めながら具体的な行動につながるよう、あらゆる機会において意識啓発を図るとともに、情報提供を行います。

【施策体系】

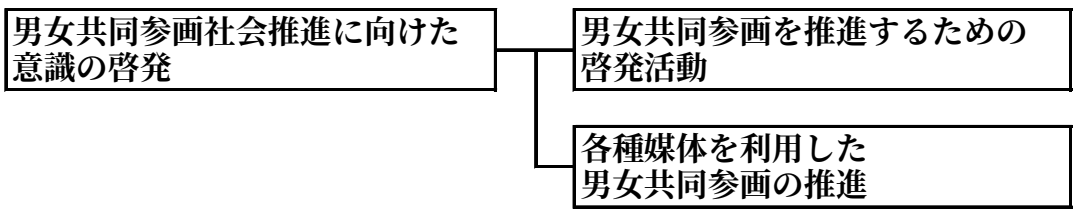

【具体的施策】

（１）男女共同参画を推進するための啓発活動

1　広報やない、ホームページ等による市民への情報提供と、男女共同参画の理念や「社会的性別」（ジェンダー）の視点（＊ P．17 参照）について、分かりやすい啓発活動を行います。

2　市内各種団体主催の男女共同参画の推進に資する講演会、講座等の開催を支援します。

（２）各種媒体を利用した男女共同参画の推進

1　新聞、書籍、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットなどの各種媒体からの情報収集等に努めます。

2　柳井市における男女共同参画推進活動の取組状況等に関して、報道機関等への情報提供により、広く内外への情報発信を推進します。

□「男女共同参画のまちづくり推進に求められるもの」について

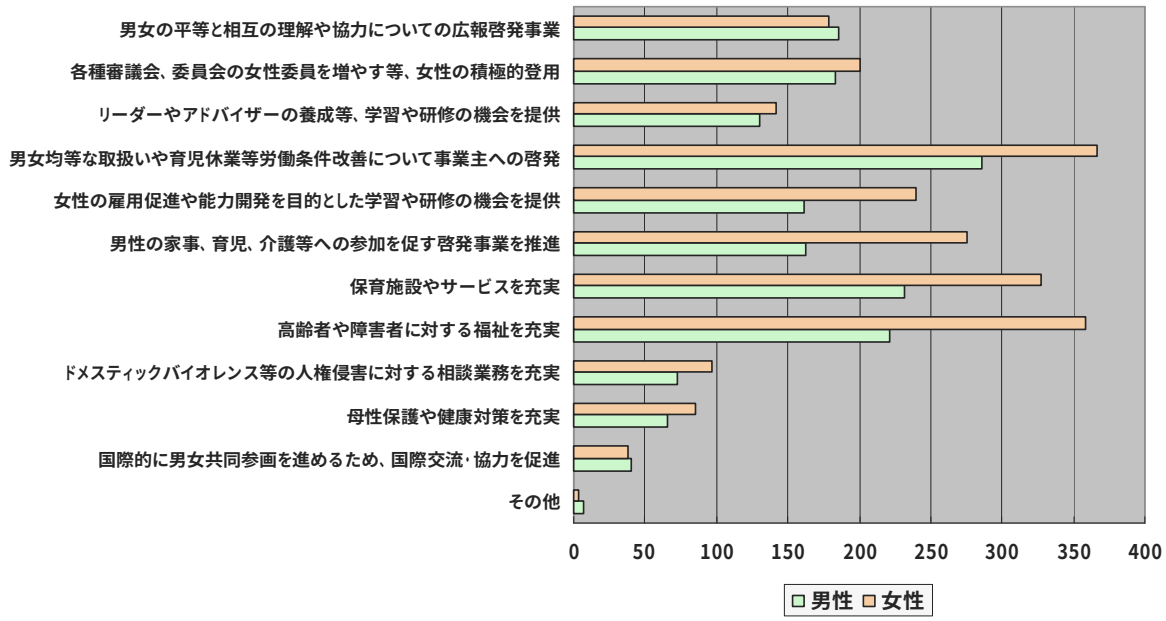

（平成 17 年市民意識調査より）

□「男女の平等感」について（柳井地域）

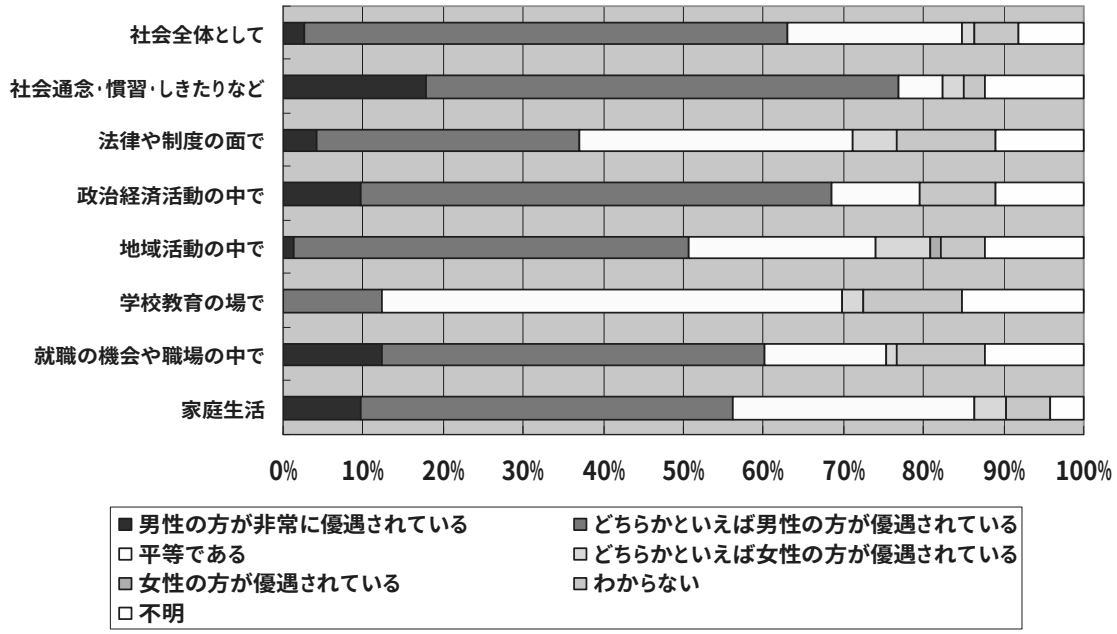

（平成 17 年男女共同参画に関する県民意識調査より）

□ 「男女が平等になるためには、何が必要ですか。」（柳井地域）

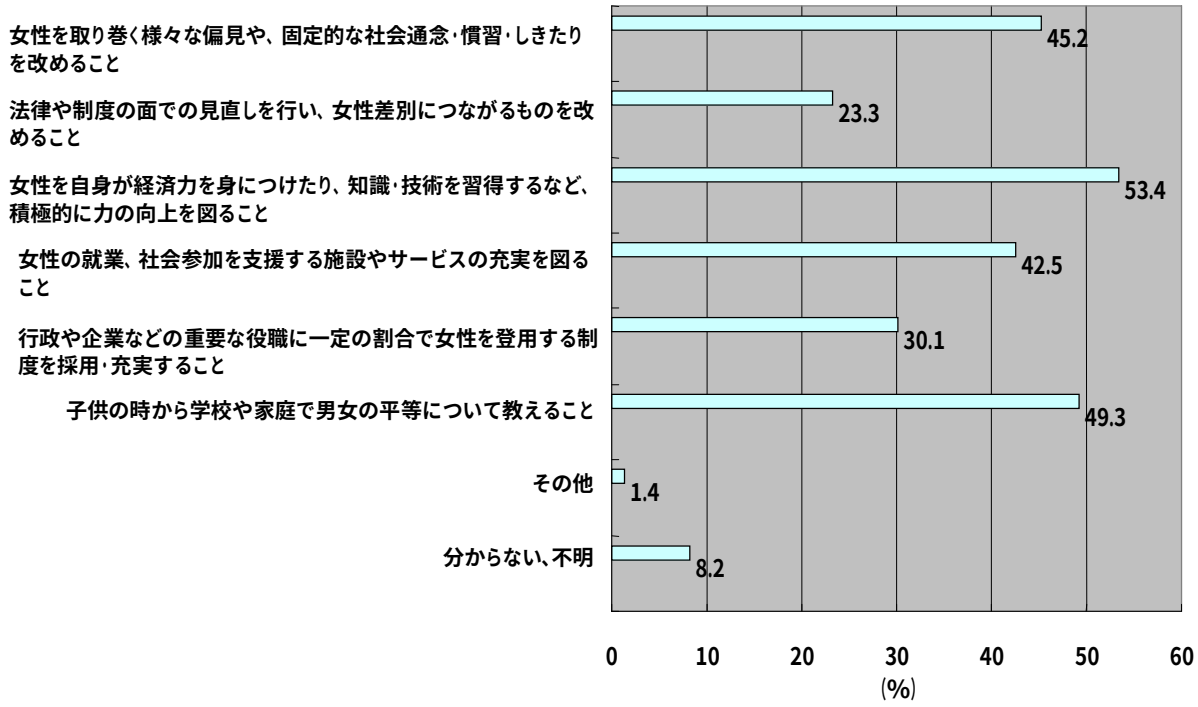

（平成 17 年男女共同参画に関する県民意識調査より）

「ジェンダー」について

国の男女共同参画基本計画(第２次)では、「ジェンダー」について、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、次のように記述されています。

＊「社会的性別」（ジェンダー）の視点

１　人間には生まれついての生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

２　「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

上記１、２について、国、県と同様、市においても
計画期間中に広く市民に周知徹底します。

重点事項２「男女平等教育の推進」

【現状と課題】

男女共同参画の推進のためには、学校、家庭、地域、職場など様々な場面において、男女共同参画について学ぶ機会を充実させる必要があります。

特に、子どもへの教育は将来にわたって大きな影響を及ぼすことから、学校、家庭、地域における男女平等教育の充実を図る必要があります。平成１７年男女共同参画に関する県民意識調査（柳井地域）においても、「子どもの時から学校や家庭で男女の平等について教えること」が重要であるとする割合が４９．３％となっています。

本市の学校教育においては、人が人とつながり社会をつくる力の育成を通じて、学力の向上とともに人権意識の涵養と豊かでしなやかな心を育てる取組みを推進しています。しかし一方で、核家族化が進行し、地域住民同士の結びつきも薄まっていることから、家庭と地域コミュニティ※が連携した地域における教育力の向上を図る必要があります。

【基本方針】

行政と学校、家庭、地域が連携し、男女平等教育の推進に取り組むとともに、総合学習や日常の学校生活のなかで、多面的な男女平等学習の機会充実を図ります。

【施策体系】

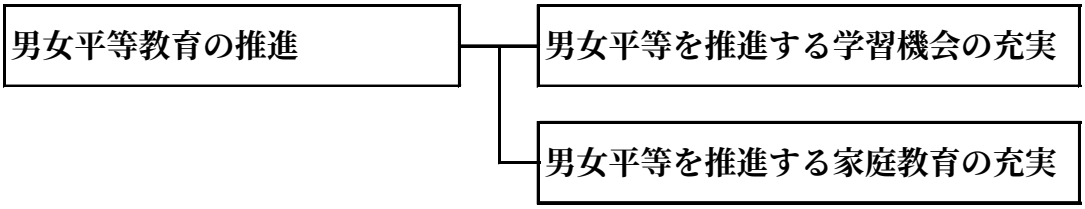

※　コミュニティ：共同体。同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会のこと。

【具体的施策】

（1）男女平等を推進する学習機会の充実

1　幼児が、遊びや集団活動などを通じて、幼児期にふさわしい日常生活におけるルールや道徳心、男女平等の意識をはぐくめるよう、幼稚園、保育所等との連携を推進します。

2　小学校から高等学校まで教育の一貫性を確保し、一人ひとりの個性を尊重した指導を実施し、発達段階に応じた人権教育、男女平等教育を推進します。また、総合学習や職場体験学習などを通じて男女の相互理解と協力の意義や家庭生活の大切さを学ぶ機会を充実します。

3　幅広い年代の市民が、生涯を通じて男女共同参画について学ぶ機会を充実するため、関連講座や講演会等の開催に取り組みます。

4　関係機関と連携し、保育士、教員等の男女平等教育研修の充実を図ります。

（2）男女平等を推進する家庭教育の充実

1　子育て中や将来親となる世代が、子育てについて学ぶなかで、男女平等についての正しい知識を得られるよう学習機会の充実を図ります。

重点項目３「男女間における暴力の根絶」

【現状と課題】

暴力は、犯罪行為ともなる重大な人権侵害です。男女共同参画社会を形成する上でも、男女間の暴力は根絶すべき重要な課題です。これらは、深刻な社会問題であるにもかかわらず、公的機関などに相談することについて大きな抵抗感があるため、被害が潜在化する傾向にあり、問題の解決をより難しくしています。

特に精神的な暴力は、暴力としての認識度が低く、気づかないうちに加害者になりうる可能性があるという意識が希薄になりがちです。

本市では、従来から山口県男女共同参画相談センターや警察などの関係機関との連携により「配偶者等からの暴力」といったドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に関する相談・保護体制の整備や、市民への啓発活動、担当者の研修に取り組んでいます。しかし、配偶者等からの暴力を受けたことがあるとする人の割合は増加傾向にあり、なお一層の対応充実を図る必要があります。

□男女共同参画相談センターへの配偶者等からの暴力に関する相談件数と一時保護件数の推移

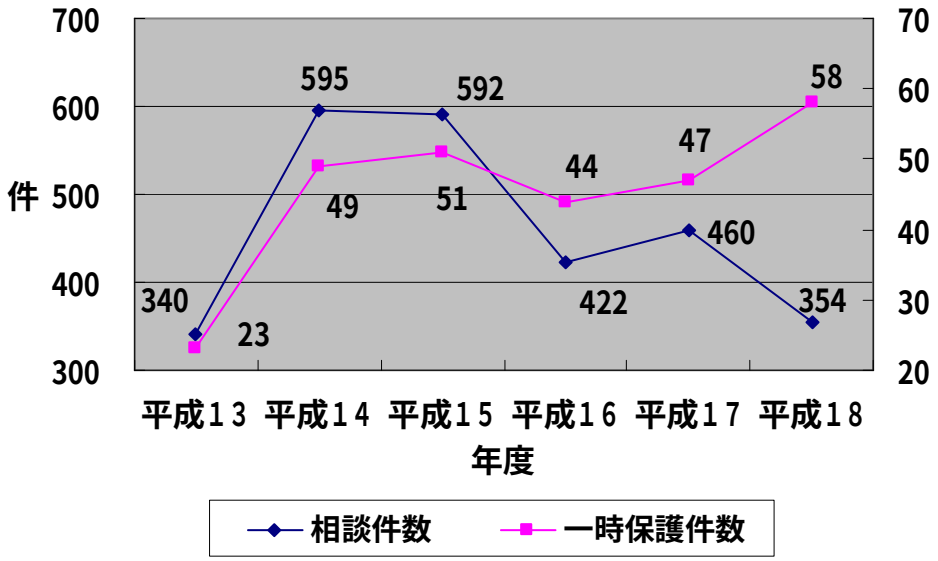

（山口県男女共同参画相談センター調べ）

【基本方針】

男女間の暴力の根絶に向けて、法制度の周知など啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携による取締りや相談窓口の充実強化を図ります。また、ＤＶ被害者（特に女性）の自立支援にも取り組みます。

【施策体系】

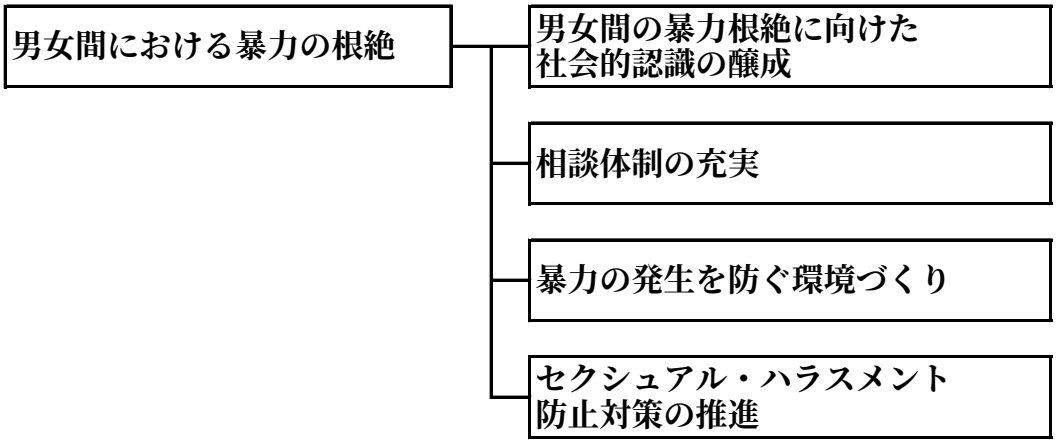

【具体的施策】

（１）男女間の暴力根絶に向けた社会的認識の醸成

１　個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識の醸成を図るため、広報やない等を通じた啓発活動を推進します。

２　山口県との連携により、関係法制度の周知等の啓発活動をさらに強化するとともに、配偶者等の暴力に対する理解が十分に図られるよう適切に対応します。

（２）相談体制の充実

１　潜在化しがちなＤＶ被害者が安心して相談できる山口県男女共同参画相談センターなどの周知を図るとともに、市における相談体制の充実と関係機関との連携協力の向上を図ります。また、研修等による担

当者の資質の向上に努めます。

2　ＤＶ被害者や同伴する子ども等の家族の状況に応じて、山口県男女共同参画相談センターや警察等と連携して適切な保護に取り組みます。

（３）暴力の発生を防ぐ環境づくり

1　性犯罪、売買春、配偶者等からの暴力、児童虐待などのあらゆる暴力等の根絶に向けて、幼児期から発達段階に応じた道徳教育、情操教育を通じた非暴力啓発を進めます。

（４）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1　職場や学校などあらゆる場における性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）を防止するため、山口労働局、山口県などの関係機関等と連携した啓発活動や相談体制の充実を図ります。

2　性犯罪やストーカー行為など、主として女性が被害者となりやすいあらゆる暴力行為の根絶に向けて、関係法令等の周知による啓発を推進するとともに、関係機関、団体等との連携による被害者支援に努めます。

基本目標Ⅱ「政策等の立案及び決定への共同参画」

重点項目４「施策・方針決定過程への女性参画の推進」

【現状と課題】

活力ある男女共同参画社会を形成するためには、男女が職場、政治、地域社会などのあらゆる分野に共に参画し、施策・方針決定過程において多様な意見を生かし合える環境づくりが必要です。しかし、施策・方針決定過程における女性の参画割合は、徐々に増えつつあるものの、まだ十分であるとはいえません。

本市における審議会等への女性の登用割合は、平成１９年３月現在２０．７％です。平成１８年９月現在の国の登用率３１．３％、平成１８年１２月現在の県の登用率３１．１％と比較して低い値となっています。

□審議会等における柳井市の女性委員の登用状況

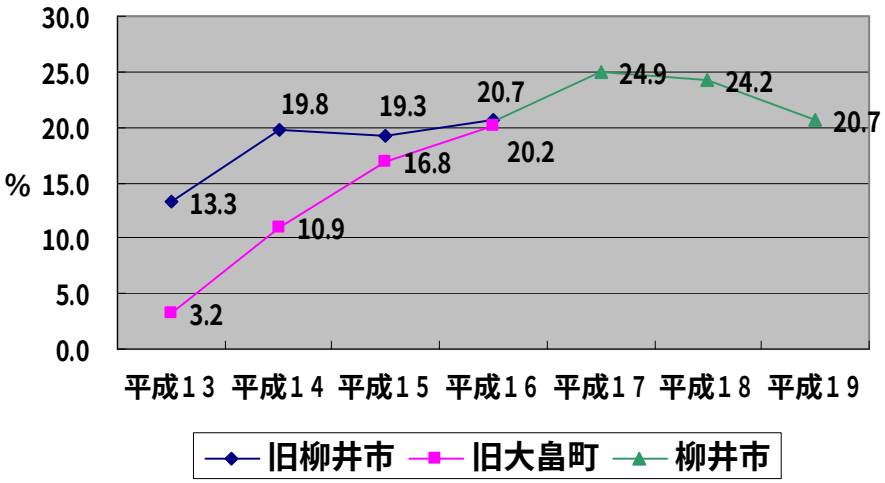

【基本方針】

「柳井市における審議会等への女性委員の登用促進のためのガイドライン」の数値目標の早期達成に取り組むとともに、ガイドラインの周知徹底と関係者等へ働きかけを推進します。

また、民間事業所や各種民間団体等に対しても、施策・方針決定過程にかかわ

る女性の登用推進について、なお一層の協力を要請していきます。

【施策体系】

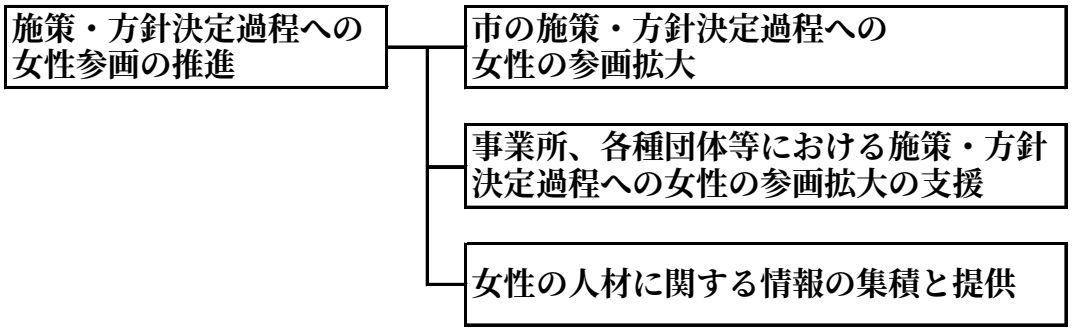

【具体的施策】

（１）市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

１　国の「第２次男女共同参画基本計画」では、平成３２年（２０２０年）度までに、各種分野における指導的地位に女性が占める割合を３０％とする目標を設定しています。これにならい、平成２４年（２０１２年）度までに審議会等への女性の登用割合を３０％とすることを目標として全庁的に取り組みます。

２　女性が幅広く参画できるよう、公募枠の拡大、重複兼務委員の解消に努めます。

３　市の女性職員の職域拡大・管理職への登用等を積極的に進めます。

（２）事業所、各種団体等における施策・方針決定過程への女性の参画拡大の支援

１　女性の管理職や指導的役職への登用を進めるための社会的機運の醸成に努めます。また、事業者や民間団体等に対する働きかけや情報提供などの支援に努めます。

（３）女性の人材に関する情報の集積と提供

１　審議会等の委員や各種団体等の役員への女性の登用を促進するため、まちづくり・地域おこしの分野で活躍している人材や、女性団体、ＮＰＯ等の活動状況に関する情報の収集・整備を行うとともに、個人情報の保護に配慮しながら情報の活用を図ります。

基本目標III「働く場における男女共同参画の推進」

重点項目５「男女が共に能力を発揮できる職場環境の整備」

【現状と課題】

平成１９年４月、改正男女雇用機会均等法が施行されました。新たに、男性も雇用等に関する差別を禁止する対象とされたほか、差別禁止の対象項目に「降格」「職種の変更」「雇用形態の変更」「退職の勧奨」「労働契約の更新」が加わり、「配置」については業務の配分及び権限の付与も含まれることが明文化されました。

また、実質的に性別による採用を制限することとなるような「間接的差別」の禁止も新たに盛り込まれています。このように、法制上の整備や支援制度の整備により雇用環境の改善が進んできました。

しかし、県民意識調査では依然として「就職の機会や職場の中で」男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています。積極的改善処置（ポジティブ・アクション）に取り組んだ事業所の割合も全国平均と比較して大きく下回っており、男女が性別によらず能力を発揮できる職場環境が十分に実現しているとは言えません。また、セクシュアル・ハラスメントの防止についても、具体的防止対策など事業所による更なる取組みが求められています。

【基本方針】

男女が共に働きやすい職場環境の実現に向けて、法制度等の趣旨の普及啓発に努めるとともに、山口労働局、山口県などの関係機関との連携によりセクシュアル・ハラスメント対策に取り組みます。

【施策体系】

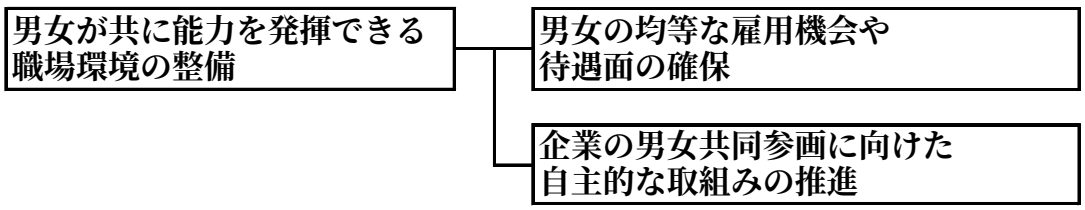

【具体的施策】

（１）男女の均等な雇用機会や待遇面の確保

１　男女の均等な雇用機会と待遇の確保が図られるよう、山口労働局、山口県などの関係機関と連携し、改正男女雇用機会均等法の制度の周知を図ります。

２　関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントに関する資料配布などによる意識啓発や相談窓口等に関する情報提供に努めます。

（２）企業の男女共同参画に向けた自主的な取組みの推進

１　山口労働局や山口県などとの連携により、職域・採用の拡大、女性の管理職への登用、研修等を受けられる機会の拡充といった機会の均等に向けての企業の自主的・積極的な取組み（ポジティブ・アクション）の促進に努めます。

２　看護師、ホームヘルパーなどの有資格者に対して雇用情報を提供するなど、関係団体と連携して職業能力を発揮できる働き方を支援します。

重点項目６「多様な働き方ができる職場環境の整備」

【現状と課題】

近年、結婚や妊娠、出産後も継続して働き続ける女性が増加しています。今後、地域の活力を維持する上で多様な人材の活用が重視されていることからも、女性が能力を十分に発揮できる環境の整備をさらに進めていく必要があります。

一方、少子高齢化や経済のグローバル化※、情報化が進展するなか、労働者の生活様式の多様化や価値観の変化などによって、労働の形態も多様化しています。これに伴って、パートタイム労働者、派遣労働者などの非正規雇用も増加傾向にあります。

労働分野において男女共同参画を推進するためには、男女が多様な働き方を選択できる社会環境の整備が必要です。

※　グローバル化：情報通信・流通の高度化や規制緩和などにより、国境という概念が薄れたりなくなること。

【基本方針】

男女が、生活様式に合わせて多様な働き方を選択できるよう、フレックスタイム制度※やワークシェアリング※といった多様な雇用形態の普及を図るなど、関係機関等との連携により環境整備に努めます。また、正社員などの常用労働者と比較して、非正規雇用者は不利な就業環境におかれることが多いため、事業主やパートタイム労働者等を対象とした関係法令や制度に関する情報提供など、制度の普及啓発に取り組みます。

【施策体系】

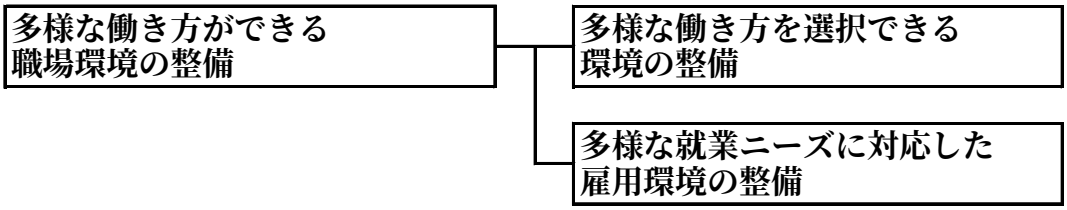

【具体的施策】

（1）多様な働き方を選択できる環境の整備

1　パートタイム労働者等が、適正な職場環境で働くことができるよう、山口労働局や山口県など関係機関との連携協力によりパートタイム労働法など、制度に関する情報を提供します。
2　関係機関等との連携により、多様化する就業形態に対応した相談体制の充実を図ります。
3　女性労働者の母性保護や健康管理について、事業所等を対象とした情報提供や周知を図り、女性が結婚、妊娠及び出産後も継続して働き続けられる環境づくりを推進します。
4　母子家庭等、ひとり親世帯に対する生活支援とともに、職業訓練や就労相談の充実などによる経済的自立を支援します。

※　フレックスタイム制度：１ヶ月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ決定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度
※　ワークシェアリング：従業員同士で労働を分け合い、一人あたりの労働時間を減らすことによって企業全体で雇用を維持し、不況下での厳しい雇用情勢の改善を図ること。

（２）多様な就業ニーズに対応した雇用環境の整備

１　女性が多様な業務で活躍できるよう、事業所等に対して改正男女雇用機会均等法の普及啓発に努めます。また、出産、子育て、介護等でいったん仕事を中断した女性の再就職や起業の支援など、「女性の再チャレンジ」を支援します。

２　第１次産業から第３次産業まで、各種地場産業の振興を図ることによって、雇用の創出に努めます。

重点項目７「農林水産業等における男女共同参画の推進」

【現状と課題】

本市では、農業就業人口（販売農家）の５９．１％（山口県５７．７％、全国５５．２％）、基幹的農業従事者の４８．６％（山口県５１．０％、全国４６．１％）を女性が占め、農作業従事者として大きな戦力となっています。（2000 年農林業センサスより）一方、水産業では、担い手の高齢化に伴って、選別、出荷、加工、補助作業等の特に陸上作業における女性の役割が大きくなっています。また、個人商店などの商工業においても、女性は重要な経営の担い手となっています。

いずれも、仕事、生活の両面で女性は重要な役割を果たしており、そのことが適正に評価されるとともに、経営に関するさらなる資質の向上や活躍の場の広がりが求められています。

【基本方針】

女性自身が農林水産業に主体的に取り組み、経営技術の向上、都市と農村の交流拡大、特産品づくり、地産地消の推進、地域づくり活動との連携など農山漁村の新しい暮らしの創造が図られるよう積極的に支援します。また、商工業分野においても、商工会議所、商工会等関係機関との連携により、女性の経営参画と起業を支援します。

□農山村男女のパートナーシップ指標（柳井市）

		現況	目標
農林水産業への取組	家族経営協定※数（文書締結・合計）農家	6	7
	同上　漁家	0	1
	女性指導農業士・青年農業士数	1	1
	認定農業者数（全体）	27	-
	同上　内女性認定農業者	1	1
	同上　割合	3.70%	-
	特定農業法人・特定農業団体 その他農業法人・団体数	9	-
	同上　内女性役員を含む団体数	0	2
	女性企業活動（個人・グループ）数	14	17
社会参画への取組	農協総代数	208	-
	同上　内女性総代数	16	-
	同上　割合	7.70%	-
	農業委員会委員数	26	-
	同上　内女性委員数	1	1
	同上　割合	3.80%	-
	ルーラルガイド数	8	20
	農業生活改善士認定数	4	5
	漁村生活改善士認定数	2	2

現況は平成18年3月31日現在、目標は平成23年3月31日

（第２次田布施地域農林漁村女性に関する中長期ビジョンより）

※　家族経営協定：家庭内における農漁業経営の就業条件や役割分担などの労働条件、生活に関しての取決めを明確化し、農漁業経営の近代化を目的とするものです。生産や経営に対して家族一人ひとりの役割と責任が明確となることにより、その能力が正当に評価され、また、後継者の育成につながることが期待されます。

【施策体系】

農林水産業等における男女共同参画の推進
- 農林水産業における男女共同参画の推進
- 商工業等自営業における男女共同参画の推進

【具体的施策】

（１）農林水産業における男女共同参画の推進

１　農林漁業団体や農業委員など、組織や団体の方針決定の場への女性参画を促進するため、男女共同参画を進める活動の情報提供など啓発に努めます。

２　田布施地区農山漁村女性連携会議など関係機関、団体との連携により、農林水産業経営の向上のための知識の習得や技術講習の実施などを推進します。また、地域農業振興を担える女性の認定農業者及び指導農業士、生活改善士の育成に努めます。

３　特産品づくりや地産地消の推進、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム※などへの取組みを支援し、農山漁村と消費者や都市との交流を促進します。

（２）商工業等自営業における男女共同参画の推進

１　商工会議所、商工会等商工団体の方針決定の場への女性参画の促進に取り組みます。

２　商工会議所、商工会等が実施する各種研修会や講習会の開催を支援します。

３　起業意欲のある人を対象とした制度融資の充実と、起業に関する情報提供に努めます。

※　グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム：農家民泊や漁業体験など、農産漁村と都市住民との交流を主眼とした小規模な滞在型観光。グリーン＝農業、ブルー＝漁業という色のイメージから名付けられた。

基本目標Ⅳ「家庭や地域社会等における男女共同参画の推進」

重点項目 8「家庭生活における男女共同参画の推進」

【現状と課題】

本市が平成１７年度に実施した市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守った方がよい」という考え方について、「賛成」が１６．６％、「どちらかといえば賛成」が４３．４％、「反対」が２２．２％「どちらかといえば反対」が１７．９％となっています。女性は就労より家庭生活を優先させるべきという意見が半数以上を占めています。

男女共同参画社会基本法には「家庭生活における活動と他の活動の両立」が基本理念の１つとして掲げられています。男女ともに職場・家庭・地域それぞれの分野での活動にバランスよく参加できることが望まれます。

特に男性については、家庭生活に積極的に参画できる環境整備を進め、性別による固定的な性別役割分担意識を見直す取組みが必要です。

□「男は外で働き、女は家庭を守った方が良い」という考え方について

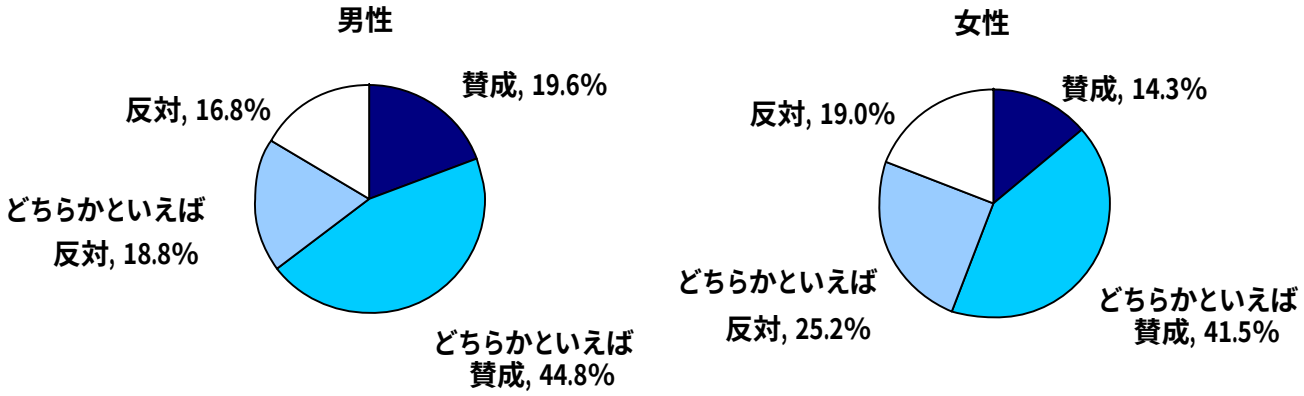

（平成 17 年市民意識調査より）

【基本方針】

男性自身が積極的、主体的に家事、育児、介護等に参加できる意識の醸成とともに、男性がこれらに携わることに対する社会の評価を高めることが重要です。このため、家庭生活における男性参画のための環境づくりと、意識啓発に取り組みます。

【施策体系】

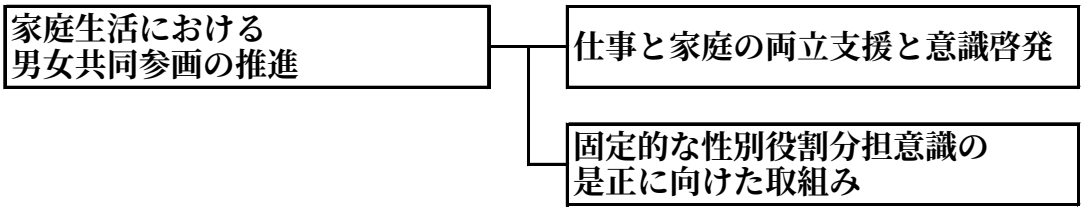

【具体的施策】

（１）仕事と家庭の両立支援と意識啓発

1　男女が共に職業生活と家庭生活を両立することができるよう、ファミリーサポートセンター事業や児童クラブ事業、保育事業などの子育て支援に取り組みます。また、高齢者の健康維持と介護予防対策等の充実により、介護に対する家族の負担軽減を図ります。

2　親となる若い世代が気軽に育児相談できる身近な協力者を養成します。また、子どもを健やかに生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等に関する適切な情報提供や母子保健指導の充実を図ります。

3　事業所を対象に、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに向けた啓発活動に取り組みます。また、介護のための勤務時間短縮等、労働時間設定改善の取組みを支援します。

4　男性が家事、育児、介護などへ積極的かつ主体的に参画しやすい環境づくりのための啓発に努めます。

（２）固定的な性別役割分担意識の是正に向けた取組み

１　「男は仕事・女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、社会通念、慣習などを見直すため、学習機会の提供や広報等を通じた意識啓発に努めます。

２　正しい知識の普及と啓発活動のため、性別や年齢層に応じた広報や研修に取り組みます。

重点項目 9「地域活動における男女共同参画の推進」

【現状と課題】

コミュニティや自治会、ＰＴＡ、ボランティア、ＮＰＯ（民間非営利団体）など、地域では様々な市民活動が行われています。しかし、男性のライフスタイルは一般的に仕事が中心となる傾向にあるため、特に現役世代については多くの場合女性がその中心的な担い手となってきました。

今後、市民活動は地域経営の主要な担い手となるとともに、市民と行政との協働のまちづくりを進めていく上で、その重要度はさらに増してくると考えられます。性別や年齢を問わず、男女が共に地域活動に参画し協力できる環境づくりが求められています。

□「まちづくりに対する市民の考え・気持ち」について

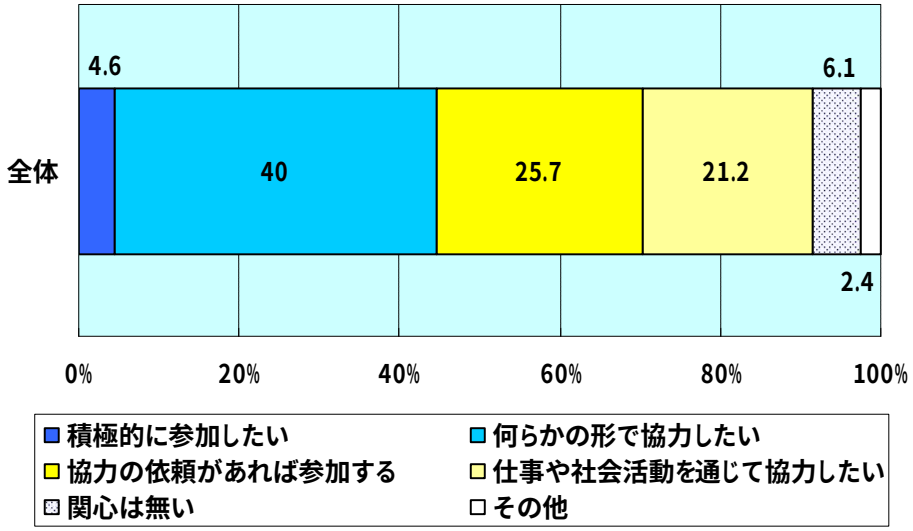

（平成 17 年市民意識調査より）

【基本方針】

年齢や性別を超えた市民の幅広い参加を実現するため、各種活動に必要な情報の提供や団体同士の交流と相互支援のためのネットワーク形成を進め、活動の更なる活性化を図ります。また、広報広聴の充実と市民の意見を市政に反映させる

機会の確保を図り、市民のまちづくりへの参画を促進します。

また、女性の立場や視点を生かした安心・安全なまちづくりを推進するため、防災や環境問題などより幅広い分野での政策・方針決定の場における男女共同参画を促進します。

【施策体系】

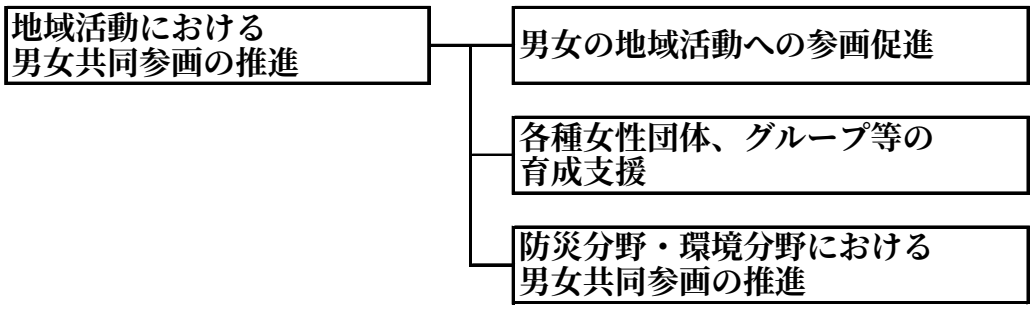

【具体的施策】

（1）男女の地域活動への参画促進

1　男性が職場優先の意識や生活様式を見直し、男女共に様々な活動へ積極的に参画できるよう、啓発に努めます。

2　幅広い年代の市民による様々な活動への参画が進むよう意識啓発を図るとともに、各種助成制度などに関する情報提供や助言に努めます。また、各種コミュニティ活動を推進する人材を養成するため、意欲的な担い手等に対する研修や学習機会の充実を図ります。

（2）各種女性団体・グループ等の育成支援

1　柳井市女性団体連絡協議会参加団体をはじめ、女性の視点をもって自主的・主体的に地域づくりに取り組む各種団体・グループ相互の連携を促進し、組織の活性化を支援します。

2　女性の能力開発に資する講座や学習会をはじめ、各種大会等への参加

を促進します。

（３）防災分野・環境分野における男女共同参画の推進

１　防災・復興対策への男女のニーズの違いに着目し、男女共同参画の視点から防災体制を確立するために、地域防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画推進を図ります。

２　環境保全に関心の高い女性の知識・経験が生かされるよう、環境分野に関する政策・方針決定過程への女性の参画推進を図ります。

重点項目 10「男女共同参画の視点による国際交流と国際協力」

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けての取組みは、国際的な動きにも連動して行われます。男女共同参画社会基本法の基本理念にも「国際的協調」が掲げられており、国際交流・協力は男女共同参画の視点から行うことが重要です。また、市内在住外国人も増加するなか、国籍や文化、価値観などが違っても個人が尊重され、多様性を認め合えることができる社会は、男女共同参画の推進に大きな意味を持つものです。

本市では、平成１６年度に中国山東省章丘市との友好都市提携を結びました。これらを契機として、教育や文化、経済などの幅広い分野において、中国をはじめとしたアジアの近隣諸国等との交流がさらに進むと期待されます。

【基本方針】

諸外国との相互理解と共生を進めるため、文化、教育、経済など多様な分野における市民の幅広い交流を促進します。また、外国人にも開かれた地域社会の形成に努めます。

【施策体系】

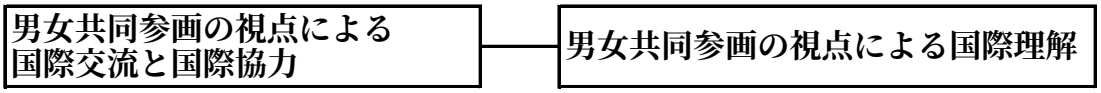

【具体的施策】

（１）男女共同参画の視点による国際理解

1　柳井地区日中友好協会や柳井地区日韓親善協会など民間団体が主体となった国際交流活動や、交流の拡大を支援します。
2　国際社会における男女共同参画や女性を取り巻く問題、青年海外協力隊、（財）山口県国際交流協会等、国際ＮＧＯ活動に関する情報収集と市民への情報提供に努めます。

基本目標Ⅴ「すべての人がいきいきと暮らせる社会づくり」

重点項目 11「性と生殖に関する健康・権利の尊重」

【現状と課題】

男女が自分の身体や、異性の身体に対する正しい知識・情報を得て、尊重しあうことは男女共同参画を推進していく上で重要です。特に女性は妊娠や出産など人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう、相談体制や健康教育の取組みを充実させる必要があります。

１９９４年（平成６年）にカイロで開催された国際人口／開発会議において、「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊ P．41 参照））」という概念が、女性の人権擁護を考える上で重要な柱の１つとして提唱されました。

男女が生涯心身ともに健康でいきいきと暮らせる社会の実現に向け、性と生殖に関する正しい知識の普及啓発が求められています。

【基本方針】

自分や異性の身体に対する正しい知識、情報を得る機会の充実と、妊娠や出産など人生の各段階に対応した適切な健康の保持増進ができる環境づくりに取り組みます。

また、学校等において、性と生殖に関する健康の重要性や、その健康を得る権利、命の大切さなどについて、発達段階に応じた適切な教育を実施するとともに、心身の健康をおびやかす問題について、正しい知識の普及啓発を推進します。

【施策体系】

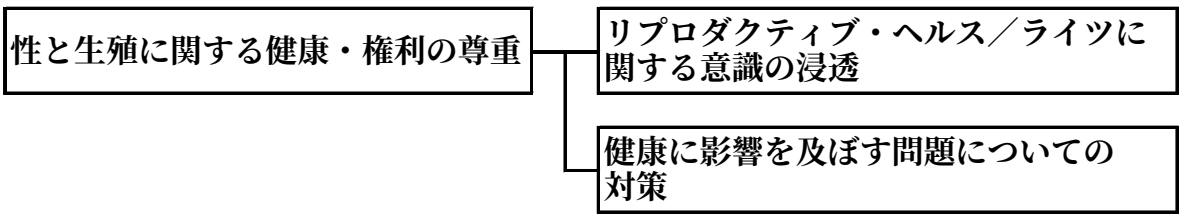

【具体的施策】

（1）リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

1　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念を広く社会に浸透させ、正しい知識の普及を図ります。
2　児童生徒が発達段階に応じて性に関する正しい知識を持ち行動できるよう、性教育の適切な実施に取り組むとともに、教育を担う職員の研修充実を図ります。
3　インターネット等を通じた有害情報へのアクセスを防止する広報や啓発活動、モラル教育を推進し、学校、家庭、地域の連携による健全な環境づくりを推進します。

（2）健康に影響を及ぼす問題についての対策

1　学校教育や広報等を通じて、性感染症やＨＩＶ（エイズ）、薬物乱用などに関する正しい知識を普及させるとともに、予防対策を推進します。
2　妊産婦や未成年者に対して喫煙、飲酒が及ぼす健康被害に関する情報の提供に努めます。

＊　リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成６年（１９９４年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成７年（１９９５年）の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされている。

（国：第２次男女共同参画基本計画より）

重点項目 12「生涯を通じた健康の管理、保持・増進への支援」

【現状と課題】

人が充実した生活を送る上で、健康は最も基礎的な条件となるものです。柳井市総合計画においても、市民の健康維持と健康づくりを安心・安全なまちづくりを推進する上で最も重要な要素の１つであると位置づけています。男女が互いにその生き方を尊重し、共にそれぞれのライフステージに応じて健康に過ごせることは男女共同参画社会の形成に欠かすことができません。

生涯にわたって健康に過ごすためには、早い時期から自分の健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を意識的に形成するとともに、性差に応じた的確な医療である性差医療についての知識の普及啓発や取組みを行っている医療機関の情報提供等を行っていきます。

【基本方針】

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、特に女性については、思春期、妊娠、出産、育児期、更年期、高齢期など各ライフステージでの身体の変化に応じた健康管理ができるような一貫した保健医療サービスの提供など、総合的な健康支援対策の確立を図ります。

【施策体系】

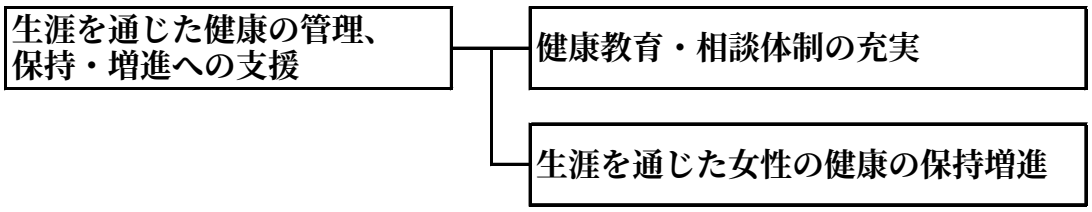

【具体的施策】

（１）健康教育・相談体制の充実

1　特定健診受診の勧奨、がん検診の受診率向上による病気の早期発見や、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりを促進します。
2　正しい知識を持って自分の健康管理ができるよう、学校における健康教育を推進します。また、健康的な生活習慣の形成に大きく関わる「食育」を推進します。
3　保健センターによる健康相談や訪問指導の充実に努めるとともに、医療・福祉・教育機関等の協力を得ながら性別やライフステージに応じた健康づくりを推進します。
4　子どもを健やかに生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等に関する適切な情報提供、母子保健指導の充実を図ります。

（２）生涯を通じた男女の健康の保持増進

1　健康問題に関して、身体的問題にのみならず、心の悩みも含め安心して相談できる体制づくりを推進します。
2　母性保護及び母子健康管理に配慮し、妊婦健康診査や乳幼児健康診査など各段階に応じた健康診査の充実を図ります。
3　乳がん・子宮がんなどの女性特有の疾病や、骨粗しょう症やリウマチなど女性の発症が多い疾病への対策を柱とした女性の健康づくりを推進します。

重点項目 13「高齢者・障害者が安心・安全に暮らせる条件の整備」

【現状と課題】

本市では県内や全国平均を上回るスピードで高齢化が進んでいます。今後さらに、団塊の世代が高齢期を迎えることから、高齢者人口と要介護認定者の大幅な増加が見込まれています。一方、本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所有者はいずれも増加傾向にあります。また、障害者の高齢化による障害の重症化も顕著になっています。

高齢者がいきいきと暮らす社会を実現するため、高齢者の健康づくりや生活機能の維持による寝たきりや介護予防の推進が重要となっています。家庭等における介護は、実質的に女性がその多くを担う傾向にあることから、その負担を軽減するためにも、増加傾向にある認知症への対応、介護給付の適正化、介護サービスと保健福祉サービスの連携が求められています。

また、平成１８年に施行された障害者自立支援法に基づき、障害の種類や年齢、性別にかかわらず、利用者本位のサービスが利用できるとともに、障害者が地域社会の中で生活し、働くことができる社会の実現を推進する必要があります。

□国勢調査に基づく柳井市の人口と高齢化率の推移と予測

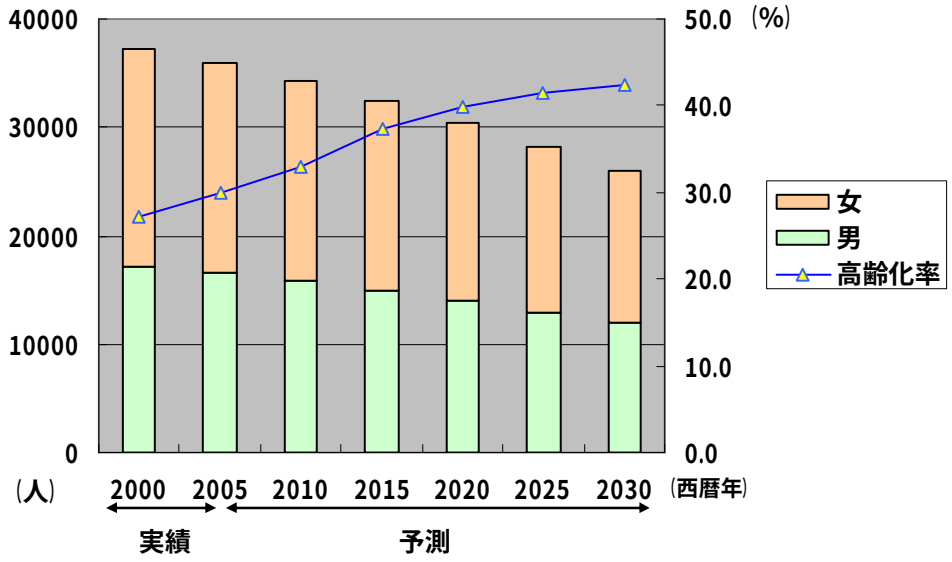

【基本方針】

年齢や障害の有無に拘わらず、すべての男女が安心・安全に暮らせる社会を実現するため、適切な医療福祉サービスの利用が保証されるとともに、意欲と能力に応じて社会参加することができるよう、バリアフリー等の社会基盤の整備、市民活動の活性化、就労支援等を推進します。

また男女共同参画の視点から、生活の安定と自立を図る上で、若年期から老後に備える自助努力の必要性についての周知を図るとともに、高齢者・障害者を地域において支えあう社会づくりを推進します。

【施策体系】

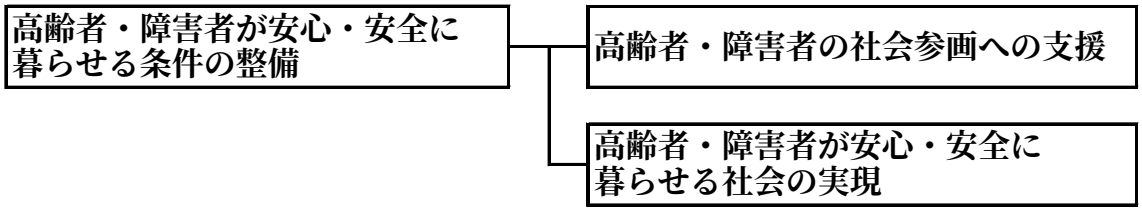

【具体的施策】

（１）高齢者・障害者の社会参画への支援

1　地域包括支援センター※において、保健・福祉・医療に関する総合的な相談体制の充実を図ります。また、高齢者の尊厳と権利が守られるよう、相談体制の確立と専門的機関との連携に努めます。

2　高齢者が豊かな知識と経験を持った社会の一員として尊重され、生きがいのある生活を送ることができるよう、高齢者の就労を促進します。また、ＵＪＩターン※希望者の支援、市民活動やボランティア活動等への参加、生涯学習への積極的な参加促進に取り組みます。

※　地域包括支援センター：市役所健康増進課に設置。高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活を継続することができるように保健・介護・福祉の３分野の専門家が連携を図り、市や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者や民生委員等と協力しながら、高齢者を地域ぐるみで支えることを目的としている。

※　ＵＪＩターン：一般に、Ｕターンとは都市等で生活している人が、郷里に戻って定住するという意味で使われる。また、Ｉターンとは郷里以外の地方へ移住すること、Ｊターンとは郷里までは戻らず途中あるいは同じ県内の都市などへ移住することを言う。

3　市民が、障害や障害者についての正しい理解を深めるため、福祉教育や広報・啓発活動の充実に取り組みます。

4　障害福祉サービスなどの活用により、障害者の地域での自立を促進します。また、柳井公共職業安定所などの関係機関との連携により、障害者雇用の促進を図ります。

5　障害者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への自主的な参加を進めるとともに、障害のない人との交流を促進します。

6　民間事業者を含む市内各施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン※の普及促進により、すべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

（2）高齢者・障害者が安心・安全に暮らせる社会の実現

1　特定高齢者や要支援の高齢者が、寝たきりなどの要介護状態にならないよう、地域包括支援センターによる介護予防マネジメント事業の充実を図ります。また、高齢者の個々の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう、保健・医療・福祉の機能連携を強化します。

2　障害の種類にかかわらず、障害の程度やニーズに応じた医療福祉サービスの利用が図られるよう、医療機関や柳井健康福祉センターなど関係機関との連携協力を推進するとともに、相談・審査・判定・認定に至る手続きを適切に運用します。

3　妊婦、乳幼児健康診査の受診率の向上等を図り、障害の早期発見に努めます。また、関係機関との連携により障害児の早期療育体制の充実を図ります。

4　すべての人が安心・安全な医療環境のもとで暮らせるよう、休日夜間応急診療所の充実・維持に努めます。

※　ユニバーサルデザイン：文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

第３章　計　画　の　推　進

本計画を総合的かつ効果的に進めるために、第２章に表した施策を講じるとともに、必要な推進体制を整備し、施策・事業の推進に努めます。

１　庁内における推進体制の整備

庁内の横断的組織である「男女共同参画推進本部」を中心に、関係箇所に男女共同参画推進担当を置き、計画の推進状況を常に把握し、定期的に点検・評価していきます。

２　男女共同参画推進協議会の設置・運営

幅広い意見を反映した施策を実施するため、学識経験者や市民などからなる「男女共同参画協議会」を開催し、計画の推進状況について、意見・提言・評価等を受けます。

３　国、県、関係機関、市民との連携・協力

国や県、他市町、関係機関と連携し、広域的な視点に立った計画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進活動を実践する民間団体、市民を支援していきます。

４　相談体制の充実

多様化する相談に対応できるよう相談窓口の充実強化を図るとともに、関係機関、関係部局との連携を図り、適切な対応ができる環境を整備します。